

社団法人日本医業経営コンサルタント協会節電実行計画

平成 23 年 6 月 30 日

政府の節電実行基本方針(平成 23 年 5 月 13 日、電力需給緊急対策本部決定)に基づき、社団法人日本医業経営コンサルタント協会が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

東日本大震災に伴う東京電力及び東北電力管内の電力供給力の低下により、使用電力の大幅な抑制が必要なため、当協会では、政府の電力需給緊急対策本部決定の「夏期の電力需給対策の骨格」(4月8日)及び「夏期の電力需給対策について」(5月13日)に基づき、電力需要の抑制に取り組むこととする。これまで、省エネルギーに対する取り組みを継続的に実施してきたところではありますが、さらに夏の電力抑制に向けて節電を率先して実施する。

2. 目標

使用電力のピーク期間における使用最大電力について、ビル管理者が計画している昨夏に比して 15%以上抑制する目標と当協会での節電対策をもって約 25%の抑制を目指すこととする。

3. 実施期間

本計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日～9 月 30 日とする。

4. 節電に係わる具体的な取り組み

1) 照明点灯本数の間引き

蛍光灯(30W×17本)間引き、来客・コピーブース(30W×19本、24W×3本)は来客時以外は常に消灯する。

2) クールビズ実施期間の拡大

実施期間は、平成 23 年 5 月 1 日～9 月 30 日とする。

3) 始業・終業時間の弾力化

始業 8:30、終業 18:30 の時間帯で早出・遅出を実施していたがこれを見直し、9:00～17:30 の間で割振りを実施する。

実施期間は、平成 23 年 5 月 1 日～9 月 30 日とする。

4) 夏期の閉社

当初、8月15日の1日が夏期休暇のところ、7月28・29日と8月1・15・22・29日の6日間を夏期の閉社日とする。この振替の出勤は、使用電力のピーク期間以外の休日に勤務する。

5) 残業の徹底的な縮減

職員の業務量の適切な管理、業務の見直し、業務負担の平準化等により、一人当たりの勤務時間の縮減を図る。

6) テナントビル管理者の節電計画

期間：平成23年7月1日～9月30日の平日 9時～20時

共用部分の節電

空調停止、エントランス・廊下等の照明間引き、トイレ・湯沸かしの給湯停止、暖房・温水便座停止、トイレジェットタオルの停止を実施する。

テナント事務室設定温度を引き上げる。(昨年25 設定のところを28 に設定)

照明設備の省エネ化(8月に工事予定)

省エネ反射板を用いた省エネ効果の高い蛍光灯システムを導入し、最大50%の電気代削減を可能にする。